役員選考委員会の運営に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、定款施行細則第3条に定める役員選考委員会(以下「委員会」という。) の運営に関する事項について定める。

第2章 正副委員長の選任

(正副委員長の選任)

第2条 委員会は、委員長、副委員長各1名を互選する。

第3章 役員の選考

(選考方法)

第3条 委員会は、推薦された者が公益法人の役員として、社会からの信頼に応え、責任を果たすことができるかどうか必ず本人と面談を行う。

(議事録)

第4条 選考にあたっては、選考過程の議事録を作成し、決定の過程について透明性を図る。また、 議事録には、出席した委員会の正副委員長と監事が署名捺印する。

(開催通知)

第5条 委員長は、理事会及びブロック協議会に対して、委員会の開催内容について、あらかじめ書 面にて通知するものとする。

(協議)

第6条 委員会は、理事会並びにブロックPTA協議会の意見を尊重し、連携を密にし、選考を行う ものとする。

第4章 削除

第5章 改廃

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

- この規程は、平成10年5月19日から施行する。
- この規程は、平成15年5月23日から施行する。

- この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- この規程は、平成29年12月25日から施行する。
- この規程は、令和6年1月17日から施行する。